

令和8年第3回定例会（令和8年9月29日）

観光建設水道委員会委員長（阿部 真一 委員長）

去る9月9日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第71号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分ほか8件について、委員会を開会し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案3件についてであります。

まず、「議第76号 令和8年度別府市競輪事業会計補正予算(第1号)」については、令和9年10月16日から19日までの期間、GⅢナイターのワールドサイクリスト支援競輪の追加開催が決定したことに伴い、番組制作業務等委託料及び普通競輪活性化事業委託料の債務負担行為限度額を増額補正しようとするものとの説明がありました。委員から、補正額の根拠について質疑があり、当局より、番組制作業務等委託料についてはCS放送用番組制作・配信等に係る経費、普通競輪活性化事業委託料については、開催期間中のイベント開催や表彰式の運営等に係る経費を積算した金額であるとの説明がありました。

次に、「議第73号 令和8年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)」については、地方債の変更として、地方債の借入利率が上昇傾向にあること等、現下の金利情勢を踏まえ、利率を「4.0%以内」から「6.0%以内」に変更するものとの説明がありました。

次に、「議第71号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、現在、改修工事を進めている旧平尾邸について、物価高騰に加え、中東情勢による建設資材の大幅な価格高騰に伴い、現行の予算の範囲内で施工を継続することが極めて困難となったことから、工程の遅延や工事不履行を回避し、予定どおり令和9年3月に工事を完了するとともに、令和9年度の施設オープンを確実にするため、増額補正を行うものであり、増額の経緯や金額の妥当性、資材等の単価の動向について資料を用いて詳細な説明がありました。

複数の委員から、契約締結後の物価や資材高騰を理由として増額することについて、中東情勢等の影響を一定程度理解する声があった一方、今後の改修等においての追加的な財政負担の可能性を懸念する声もありました。当局から、資材については、これから発注することから、契約先だけでなく担当課及び施設整備課も関わりながら、十分な精査を行いながら進めていきたい旨の答弁がありました。

また、別の委員から、契約の見直しに際して、新たな増額が生じないように契約先と十分協議するとともに、担当課だけでなく契約検査課も関わりながら事業を進めるよう意見がありました。

次に、農林水産課関係部分では、歳入において、大分県が実施する春木川砂防堰堤老朽化メンテナンス工事に伴う土地の売却収入を計上し、また、歳出においては、同工事に伴い売却する市有地の一部に旧慣による権利が存在し、その権利の放棄に対して地元の採草組合へ補償金の支払いを行うための経費を計上しているとの説明がありました。

最後に、都市整備課関係部分では、道路維持に要する経費の追加額として、道路の舗装や側溝の老朽箇所を改修し、誰もが安全・安心に通行できる環境を早期に整備するため、維持補修等工事費等を計上しているとの説明がありました。

以上、「議第71号 令和8年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分ほか2件の予算議案については、採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、条例議案3件についてであります。

初めに、「議第78号 別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、10月1日の開館に向けて、利用者や関係者の意見、ニーズを踏まえ、地域共生広場に多様な主体の交流を目的とする「交流サロン」を設置すること、ものづくり工房の貸し出しについて、1時間単位ではなく、半日や1日単位での貸し出しを可能とするため、使用料の区分を改定すること等に伴い条例を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、「議第79号 別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、施設利用料金の範囲を改定することに伴い条例を改正しようとするものであるとの説明がありました。

次に、「議第80号 別府市景観条例の一部改正について」では、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律により、景観法の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正しようとするものとの説明がありました。

最後に、その他議案3件についてであります。

「議第82号」及び「議第83号 工事請負契約の締結について」では、令和8年度浜脇秋葉線(朝見川橋)右岸橋台設置工事及び令和6年災第497号棚林川(Bブロック)河川災害復旧工事の請負契約について議会の議決を求めるものとの説明がありました。「議第82号」の令和8年度浜脇秋葉線(朝見川橋)右岸橋台設置工事について複数の委員から質疑がありました。まず、工期はどれくらいなのかとの質疑に対し、当局より、10月1日から市道を全面通行止めにした上で工事着手し、橋が通行可能になるのが、令和13年3月の予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、工事による迂回に伴い、周辺商店等への影響が生じるのではないかと懸念が示されていることから、周知・案内を丁寧に行ってほしいとの要望がありました。

次に「議第86号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて」では、大分県が実施する春木川砂防堰堤老朽化メンテナンス工事で対象土地が用地

買収されることに伴い、その旧慣を廃止することについて議会の議決を求めるものの説明がありました。

以上、3件の条例議案及び3件のその他議案におきましては、当局の説明を適切・妥当と認め全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。